

提言Ⅱ 食の福祉的支援に関する提言

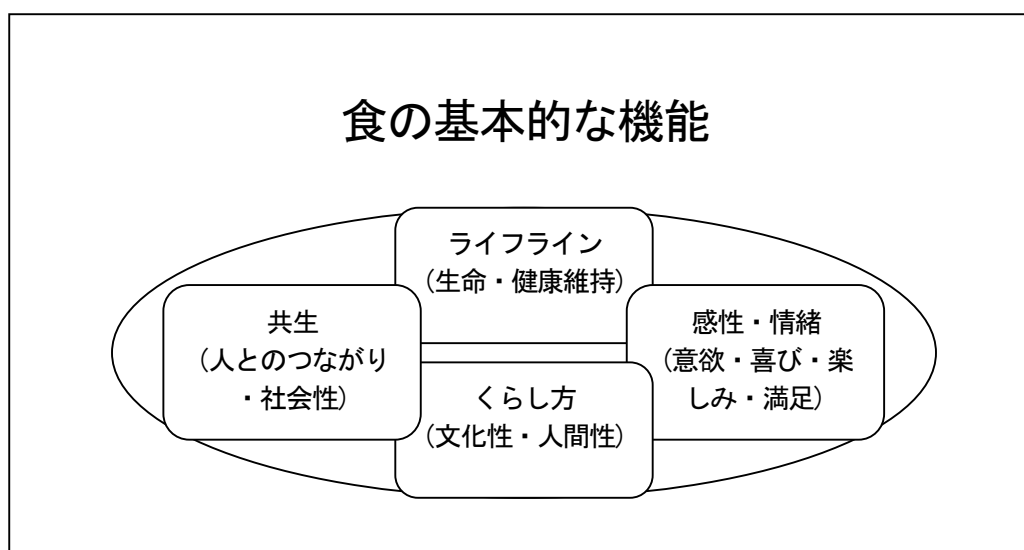
提言の背景

1. 食の福祉的支援の重要性

近年、こどもの「食育」に関する問題が脚光を浴びているが、高齢福祉分野や障害福祉分野においても、福祉サービスの利用者をはじめ、地域における食の福祉的支援の重要性が従前以上に高まってきている。

バランスの取れた食生活を保つことは、特に在宅の高齢者や障害者が健康を維持し、地域で自立した生活を送るための前提の一つであるといえる。そして、その安定した食生活が崩れることにより、短期的にADLの低下や健康状態の悪化、ひいては社会的な孤立へと繋がってしまう悪循環が発生する。

これまでボランティアや市民活動団体等による配食や会食といった住民参加型の食事サービス活動や、小規模作業所、授産施設、デイサービスセンターといった拠点施設による食事の提供を通じた様々な支援（以下、食の福祉的支援）が、そうした在宅の高齢者や障害者が安定した生活を継続する上で、極めて大きな役割を果たしてきている。

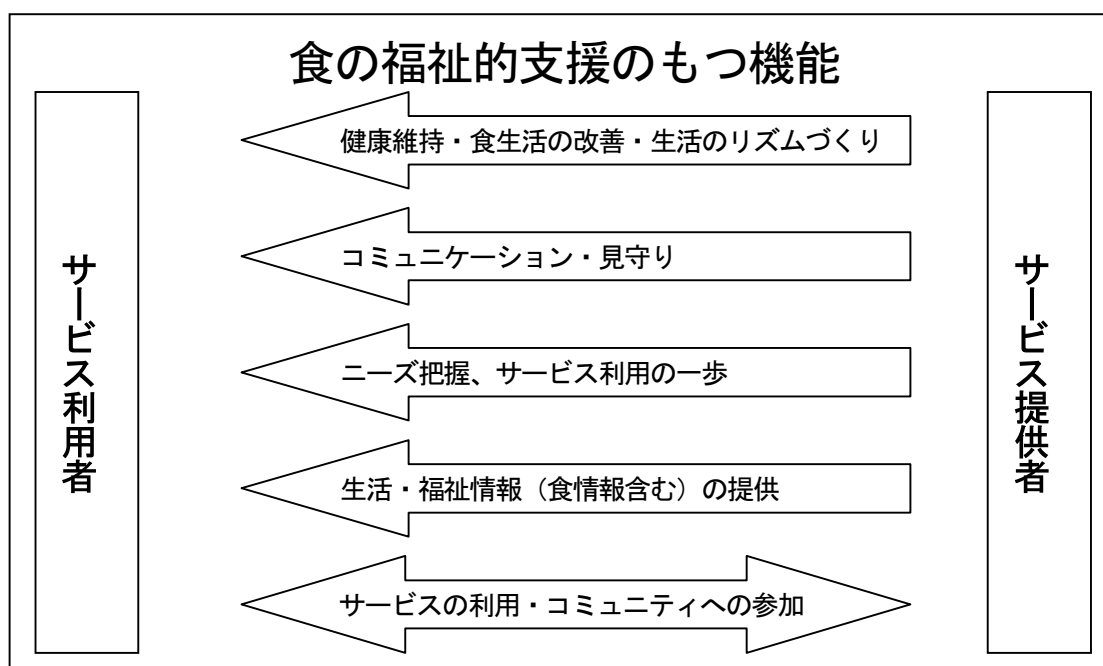


2. 食の福祉的支援が果たしてきた役割

食の福祉的支援は具体的には次頁のように、QOLの向上に寄与し、多面的に利用者の暮らしを支えている。その中では、時に利用者本人も認識できていない生活における様々な福祉的課題の把握につながり、他の福祉サービスに関する情報提供や、サービス利用へのきっかけともなっている。

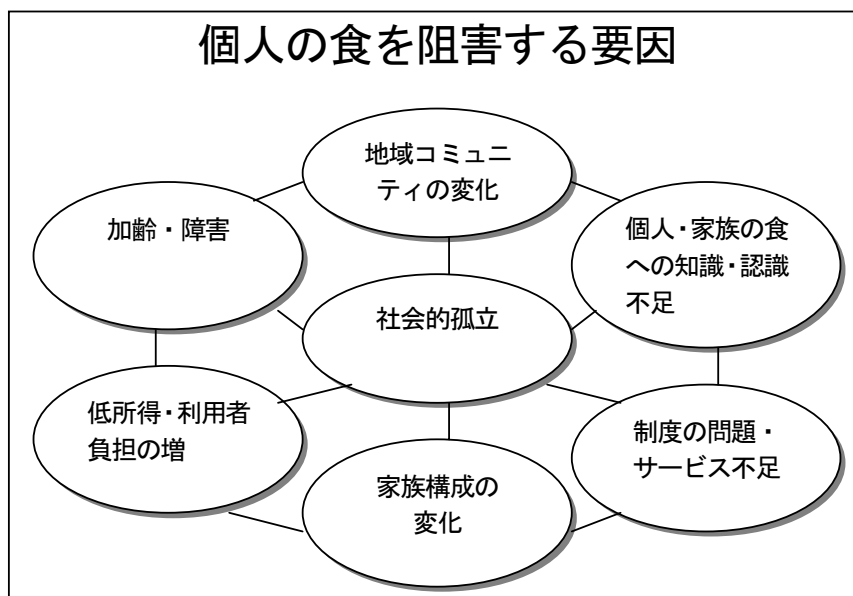
《具体的な機能例》

- ①生命・健康を維持するライフライン（生命線）としての機能
- ②定期的なコミュニケーションの確保による見守りや安否確認の機能
- ③温かみのある四季折々のメニューや体調・病状、好みなどの個別ニーズに合わせたバランスの取れた食事の提供により、生活に潤いをもたらす機能
- ④会食することにより、人と一緒に食べることの楽しさを実感し、生活観を広げる機能
- ⑤「家族関係の問題」、「アルコール依存症やうつ等の精神疾患の問題」、「経済的問題」、「社会的孤立」といった福祉的ニーズや生活課題を把握する機能
- ⑥人とのつながりづくりや、コミュニティへの参加による社会的孤立化の防止および介護予防の機能



3. 食の福祉的支援の社会的な位置づけの揺らぎ

しかし改正介護保険法や、障害者自立支援法などにおける食費の自己負担化をはじめとする制度施策の動向とともに、食の福祉的支援の社会的な位置づけが大きく揺らいでおり、その結果、利用者のQOLの中心ともいえる食生活に大きく影響を与えている。



4. 高齢福祉分野における状況～介護予防をすすめるために

高齢化の進展と社会環境の変化に伴い、地域における高齢者の独居化もより一層進んでいる。地域コミュニティの変化とともに、従来の地縁的なつながりとしての食事に関わる支え合いが失われつつある中、高齢者が住みなれた地域で健康な生活を続けていく上で、食に関わる支援は、利用者の抱える様々な生活課題への支援につながるものとして、改めてその重要性を増しているといえる。

しかし実際には、自治体によって食事サービスが十分に整備されていない場合や、改正介護保険制度等の影響により、食のサービスについても利用の抑制などが起きている現状がある。改正介護保険制度をはじめとした高齢者福祉サービスにおいて、本来の介護予防の趣旨を再確認し、それを実質化する意味でも、高齢者の食事のニーズを改めて捉え直し、十分な支援を再構築することが必要である。

5. 障害福祉分野における状況～自立生活の基礎として

障害者が地域で自立した生活をしていくためには、安定した食生活の維持が極めて大きな役割を果たしている。例えば、障害があることによって新陳代謝が不十分になることが少なくないため、栄養面でのコントロールは不可欠であるほか、知的障害に伴う感覚の過敏やこだわりが、偏食や嗜癖につながることも少なくない。そうした中で、子どもの頃から、バラエティに富んだ食事を楽しんでとれるといった食文化・習慣を形成する意義は非常に大きい。しかし、各家庭における療育環境のみでは困難も多く、養護学校等における給食をはじめとした教育活動および、卒業後の福祉サービスが連動し、家庭の療育環境をバックアップする必要がある。こうした乳幼児期からはじまるライフステージを見据えた食習慣の形成および、生活習慣予防といった自己管理を家庭の状況に応じて支援していくことが求められる。

また、障害者自立支援法の施行とともに、在宅生活を支えるサービスである通所施設において、新たな食費の負担が生じていることが、サービス利用の抑制につながっている状況が見られる。

障害者の自立生活の基礎とも言える食生活への支援をあらためて構築することが必要である。

6. 利用者への影響の深刻化

食に関わる現在の危機的な状況がこのまま推移すれば、利用者の社会的な孤立の深刻化や、地域における自立生活の継続の断念といった状況も想定せざるをえない。

こうした地域における食に関わる問題を踏まえ、あらためて「福祉サービス」としての食の福祉的支援活動の重要性および、公的支援をはじめとした「社会的な位置づけ」を図っていくことが必要である。

提言Ⅱ－１「食の福祉的支援」の取り組みの充実

高齢者や障害者などの社会福祉サービス利用者は、加齢に伴う体力低下や、障害の程度などにより、体調面での制約を抱えながら地域で生活している場合が少なくない。栄養バランスの取れた食事を担保することは、利用者の生命・健康維持において極めて重要である。しかしそうした食の福祉的支援に関して、公的な福祉サービスとしての位置づけは十分ではなく、地域の中で食事に関してニーズを抱える高齢者や障害者が、適切に支援を受けられていない状況が見られる。公的な福祉計画に位置づけを図る上でも、まずは利用者ニーズについての実態を把握することが必要である。

そして公的施策に位置づけを図りながら、ボランティアや市民活動団体等が孤軍奮闘して行っている支え合いの仕組みづくりについても、行政がその取り組みをバックアップしていくことが求められる。

(1) 在宅高齢者や障害者の食に関するニーズへの対応

* 支援団体および福祉施設や養護学校に求められる取り組み

- ①個々の利用者ニーズを踏まえ、バランスの取れた温かみのある食事の提供の充実
- ②人と一緒に食べることでコミュニケーションをとりながら文化性を育み、健康維持につながる食事環境の提供の充実

◆特に高齢福祉分野では

- ①配食や会食を通じた栄養の改善や、豊かなコミュニケーションによる利用者のQOLの向上および孤立化の予防等の取り組みの充実
- ②食事の提供とあわせて、簡単な献立や栄養計算等のノウハウ提供による利用者（特に独居男性）の食生活自立への支援の充実
- ③食を通じた地域における支え合いの取り組みの充実

◆特に障害福祉分野では

- ①偏った食生活や障害による嗜好の改善につながる食事の提供および働きかけの充実

- ②障害当事者や家族がバランスの取れた食生活の重要性を認識できる仕組みづくり
- ③献立や調理に関わることで、障害当事者が能力を発揮できるような自立支援プログラム等の支援の充実

*** 行政施策に求められる取り組み**

- ①地域で生活する高齢者や障害者の食に関わるニーズに関する実態把握の実施
- ②高齢者保健福祉計画や障害者計画における食の福祉的支援の位置づけ
- ③地域で管理栄養士が食事サービスに関わるための養成・研修の実施

(2) 食の福祉的支援を通じた地域における支え合いの仕組みの構築

*** 支援団体および福祉施設等に求められる取り組み**

- ①地域における配食や会食、ミニデイサービス等を行う溜まり場作りなどの複合的な取り組みを通じた利用者の地域生活を支える仕組みづくりの充実

*** 行政施策に求められる取り組み**

- ①ボランティアやNPO、福祉施設等が実施する食事サービスやミニデイサービス、溜まり場活動等への、区市町村による積極的な団体育成や運営支援

(3) 生活の連続性を重視するライフステージに応じた支援

*** 行政施策に求められる取り組み**

- ①20歳以下の障害児に対して障害の特性をふまえた健全な食習慣を確立するための、教育行政と福祉行政の連携によるニーズの把握と、普及啓発の働きかけや料理教室、調理や栄養管理に関するノウハウ・情報提供などの支援
- ②成人の障害者が、偏った食生活や嗜癖から肥満や生活習慣病に罹患するのを予防するための広報・啓発などの支援
- ③稼働年齢層で、働いている障害者やその家族が低所得や経済的な問題から、食費から切り詰めていきがちな状況を踏まえた、生活設計に関する相談・支援

提言Ⅱ-2 「食の福祉的支援」を推進するための基盤整備

現状では、制度施策をはじめとして、食の福祉的支援に関する社会的な位置づけは十分ではない。個々のニーズに対して柔軟に支援を行っているボランティアや市民活動団体等による住民参加型活動団体や福祉関係施設も、財源をはじめとした運営基盤の脆弱さを常に抱えながら、行政が対応できない様々なニーズを抱える利用者へのサービス提供を行っている状況にある。

そうした中で、食のニーズが満たされないことに端を発して、高齢者や障害者の地域での自立生活が継続できない危機に直面しているといえる。食の福祉的支援を充実させる上で、支援団体や福祉施設の運営における基盤強化、充実への支援が必要である。

(1) 食の福祉的支援に関わる制度施策の整備

* 行政施策に求められる取り組み

◆特に高齢福祉分野では

- ①介護保険制度に限らない高齢者福祉サービスとしての食事サービスの制度施策における位置づけの明確化
- ②介護保険サービス、介護予防事業、その他市町村による独自施策における食事サービスの実施および利用者ニーズに沿った柔軟かつ多様な運用
- ③区市町村による地域で管理栄養士が食事サービス関わるための養成・研修の実施

◆特に障害福祉分野では

- ①障害者自立支援法制度下の自立生活におけるヘルパー確保が困難な状況の改善

(2) 利用者負担の緩和

* 行政施策に求められる取り組み

◆特に高齢福祉分野では

- ①介護保険制度における地域支援事業や、通所介護の食事利用等における利用者負担の軽減

◆特に障害福祉分野では

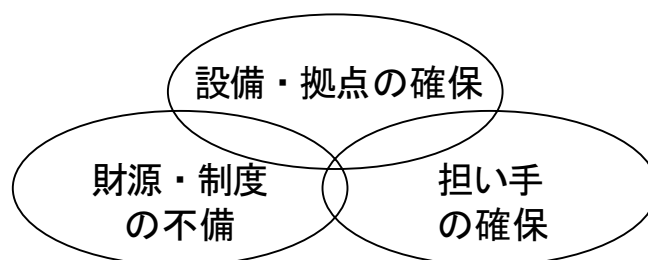
- ①障害者自立支援法に基づく通所施設の食事利用等における利用者負担の軽減

(3) 食の福祉的支援実施主体の運営基盤への支援

* 行政施策に求められる取り組み

- ①東京都による食事サービスを行う住民参加型団体やNPO、福祉関係施設に対する運営費・事業費への財源補助の実施
- ②区市町村による食事サービスを行う住民参加型団体やNPO、福祉関係施設に対する運営費・事業費への財源補助の実施
- ③区市町村における特に住民参加型食事サービス団体やNPOに対する、拠点整備や、会食型サービス実施に伴う公共施設利用への優遇措置等の確立
- ④福祉施設が独自に行う食事サービス事業に対する制度への位置づけ

サービス提供団体の課題



●食の福祉的支援に関する調査研究検討会のあらまし●

- | | |
|------------|--|
| (1) 委員会の開催 | 平成18年11月～平成19年3月（計4回） |
| (2) 委員構成 | 学識経験者、市民活動団体関係者、当事者団体関係者、養護学校教諭、福祉施設施設長、地域包括支援センター職員 |
| (3) 開催内容 | 委員会での討議、利用者ヒアリング |
| (4) ヒアリング | 在宅高齢者、障害者（6名） |

「食の福祉的支援に関する提言」は東社協図書係で出版する予定です。

TEL03(3268)7185